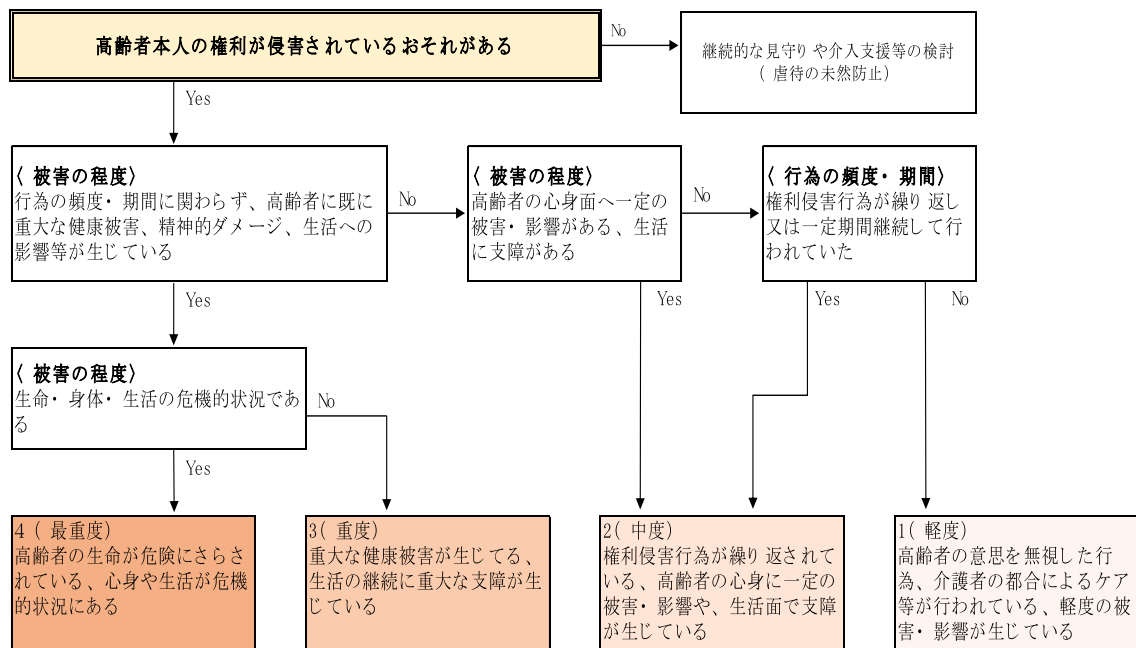


(4) 高齢者虐待の深刻度

高齢者虐待対応においては、以下のフロー図を用いて虐待の深刻度を判断しています。

通報・届出を行うか迷う場合は、判断材料の一つとして、まず高齢者の権利が侵害されていないかに視点を置きます。高齢者と養護者それぞれに虐待の自覚があるかは問いません。**権利侵害のおそれ**がある場合は、早急に市又は玉名市包括支援センターに通報する必要があります。権利侵害のおそれがなくても、高齢者の置かれている状況や環境が不適切である場合や困難事例を抱え対応に苦慮している場合は、いつでもご相談ください。本当に虐待が行われているかを確認する必要はありません。



＜深刻度区分の例＞

	4 (最重度)	3 (重度)	2 (中度)	1 (軽度)
身体	生命の危険、重大な後遺症が残るおそれのある行為(重度の火傷、骨折、頭部外傷、首絞め、揺さぶり、拘束、服薬等)	重大な健康被害(生命の危険はない程度)の骨折、裂傷、火傷等)	打撲痕、擦過傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、行動を制限する行為が繰り返行われる	威嚇的な行為、乱暴な対応や扱い、強制的な行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある
放棄	重篤な健康問題が生じている(重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等)、戸外に放置等	健康問題が生じている(軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等)、救急搬送を繰り返す、極めて不衛生な状態等	食事、排泄、入浴など必要なケアが受けられない状況が一定期間継続、必要な医療・介護サービスの拒否・利用制限等	一時的に食事、排泄、入浴などのケアが不十分な状態、高齢者の状態にあったケアがなされていない
心理	著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え	生命や身体に危険を感じる威嚇や脅迫的行為(刃物等での脅し、自殺強要等)がある、高齢者本人から恐怖の訴え	暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返され、高齢者の自己効力感が低下している	高齢者の意思を無視した行為、侮辱、暴言等がある
性的	望まない性行為、性感染症に至る等	アダルトビデオ視聴など、わいせつな行為を強要される、性的な写真や動画の撮影等	性的な言葉かけ、接触、態度、強制的行為などが繰り返されている	性的な言葉かけや態度、強制的な行為など、高齢者が恥ずかしさや苦痛、不快感を感じる行為がある
経済	年金等の搾取等により収入源が途絶え、食事が摂れない、電気ガス水道が止められる、病院や入所施設等から退去させられる、財産の無断売却等	年金等の搾取等により、医療や介護サービス、家賃、光熱水費等の支払いが滞ったり、必要なお金が使えない、借金(債務)を背負われる等	生活費や年金等の搾取が繰り返されている、金の無心等	本人の了承なく、年金や預貯金、財産等を管理されている、生活費や年金・預金、財産等を遣われる等

参照：令和2年度老人保健事業推進費等補助金「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業」報告書(令和3年3月、公益社団法人 日本社会福祉士会)